省　令

○農林水産省令第十八号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「次に掲げる米穀」の下に「（平成二十四年以後の年産の米穀であって、都道府県知事が行う放射性物質の濃度に関する調査の結果、食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた規格に合うことが確認されたものを除く。）」を加え、同条第一号中「従い都道府県知事が」を「より帰還困難区域に設定され、」に、「を控えるよう要請した場合における当該要請に係る」を「が制限されることとなった」に改め、同条第二号中「（平成二十四年以後の年産の米穀であって、当該都道府県知事が行う放射性物質の濃度に関する調査の結果、食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた規格に合うことが確認されたものを除く。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年三月二十四日から施行する。

○防衛省令第四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

防衛大臣　小野寺五典

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「第七師団司令部」及び「及び第十師団司令部」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年三月二十六日から施行する。

告　示

○国家公安委員会国土交通省告示第一号

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十五年国家公安委員会国土交通省告示第一号（特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定した件）の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、関係都道府県警察、北海道開発局、沖縄総合事務局、関係地方整備局、関係都道府県及び関係市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

国土交通大臣　太田　昭宏

平成二十五年国家公安委員会国土交通省告示第一号により指定された特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の一部を次のように改正する。

（「次のよう」は省略）

○金融庁告示第二十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項第三号の規定に基づき、競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件（平成十七年金融庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年三月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

第二号中「大阪証券取引所」を「大阪取引所」に改める。

○総務省告示第九十九号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

表総務省の項中「東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館」を「東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　東京都新宿区若松町一九番一号」に改める。

表統計研修所の項中「東京都新宿区若松町一九番一号」を「東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号」に改める。

○総務省告示第百一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

表総務省情報公開閲覧室の項の次に次のように加える。

総務省統計図書館	東京都新宿区若松町一九番一号

表統計研修所統計図書館（統計相談係）の項を次のように改める。

統計研修所管理課	東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号

○総務省告示第百号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

表総務省の項中「東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館」を「東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　東京都新宿区若松町一九番一号」に改める。

表統計研修所の項中「東京都新宿区若松町一九番一号」を「東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号」に改める。

○法務省告示第百十八号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字御所四百二十二番地

宮本たかよし